



平成29年度

佐世保市立山手小学校 いじめ防止基本方針

【保護者・地域の方々へ】

平成25年に制定された「いじめ防止対策推進法」を受け、国のいじめ防止基本方針が策定されました。本校におきましても県・市の「いじめ防止基本方針」のもと「山手小学校いじめ防止基本方針」を平成26年に定めました。そして、佐世保市いじめ防止基本方針が平成29年6月に改定されたのを受け、本校でも内容の改定を行いました。

この方針の目的は、児童が安心して生活できる学校・地域をつくるために「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」「だれもが被害者にも加害者にもなり得る」という共通認識のもと、学校、保護者、関係施設地域が連携して一体となり、いじめの早期発見、防止、対策に向けて取り組み、いじめ問題を根絶することです。

こうしたことから、保護者・地域の方々へも、いじめを防止するための本校の方針をご理解いただき、協力していじめの防止、解決、根絶に取り組み、子どもの可能性を最大限に伸ばしてしていきたいと考えています。

【学校教育目標及び、めざす子ども像】

一人一人のよさを認め、徳・知・体の調和のとれた、人間性豊かで行動力あふれる児童を育成する。

心豊かな子ども（徳） 自ら学ぶ子ども（知） たくましい子ども（体）

【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務、生活指導主任、保健主事、特別支援教育コーディネーター、道徳教育推進教師、養護教諭、担任等

（必要に応じて）スクールカウンセラー（SC）

スクールソーシャルワーカー（SSW）

【PTA・地域との連携】

懇談会・個人面談・学年学級だより等様々な機会を利用して、児童のがんばりや長所、心配なことなどを保護者に連絡したりして、日ごろから保護者との信頼関係を築く。

・PTA ・学校支援会議 ・学校評議員
・学校警察連絡協議会・補導員連絡会

【関係機関との連携】

【教育委員会】

○学校教育課 ○青少年教育センター

【関係機関】

○子ども子育て応援センター
○こども・女性・障害者支援センター
○警察
○民生児童委員・主任児童委員

<いじめの定義>第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<保護者の責務等>第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めることとする。

『いじめ防止対策推進法』より

いじめ根絶に向けての具体的な取組

【いじめの予防】

いじめを生まない学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

- (1) 校内体制の確立
- (2) 保護者や地域との連携
- (3) 「特別な教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実
- (4) 生活指導の充実
- (5) 特別活動等の充実
- (6) 「いじめ対策ハンドブック」「いじめのない学校学級作り実践資料集」、事例研究等による教職員の対応力向上

【いじめの早期発見】

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、児童理解支援システムの効果的な活用を図るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ア. 教職員による観察や情報交換

児童のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有するよう努める。また、「児童理解支援システム」を効果的に活用する。

イ. 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努める。

ウ. 関係機関との連携

PTAや地域関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築していく。

エ. 教育相談体制の整備

校内に児童や保護者等の悩みを、積極的に受け止めることが出来る教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、市教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校外の専門家の活用を図る。

【いじめに対する措置】

(1) 組織的な対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したり、児童・保護者からの相談があったりした場合は、一人で抱え込まず、「いじめ対策委員会」へ報告し、情報を共有する。委員会が中心となり速やかに指導・支援体制を組む。
- ・いじめを知らせてきた児童の安全を確保し、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。

(2) 児童への指導・支援

①いじめられた側

- ・子どもの気持ちを受け入れる。「今まで我慢したね」「悲しかったね」「つらかったね」
- ・子どもの言葉を信じ、親の思いを受け止める。
- ・子どもの味方だと伝える。「いつでもあなたの味方だ」「いつでも声をかけてね」

②いじめた側

- ・職員で手分けをし、加害児童（被害児童双方から）「迅速に」「別室で」「個別に」聞き取りを行う。
- ・「いつ・どこで・だれと・なぜ・どのように」をはっきり、曖昧さがないよう記録する。
- ・聞き取った内容のすり合わせを行い、食い違いがあれば再調査する。
- ・必要に応じて周りの児童にもアンケートを行い、証言を集める。
- ・加害児童に心理的孤独感・疎外感を与えないよう配慮する。

(3) 保護者への対応

- ・入手した正確な情報や指導状況を伝え、学校の対応について理解してもらうとともに、学校に対して安心感を持ってもらうよう配慮する。

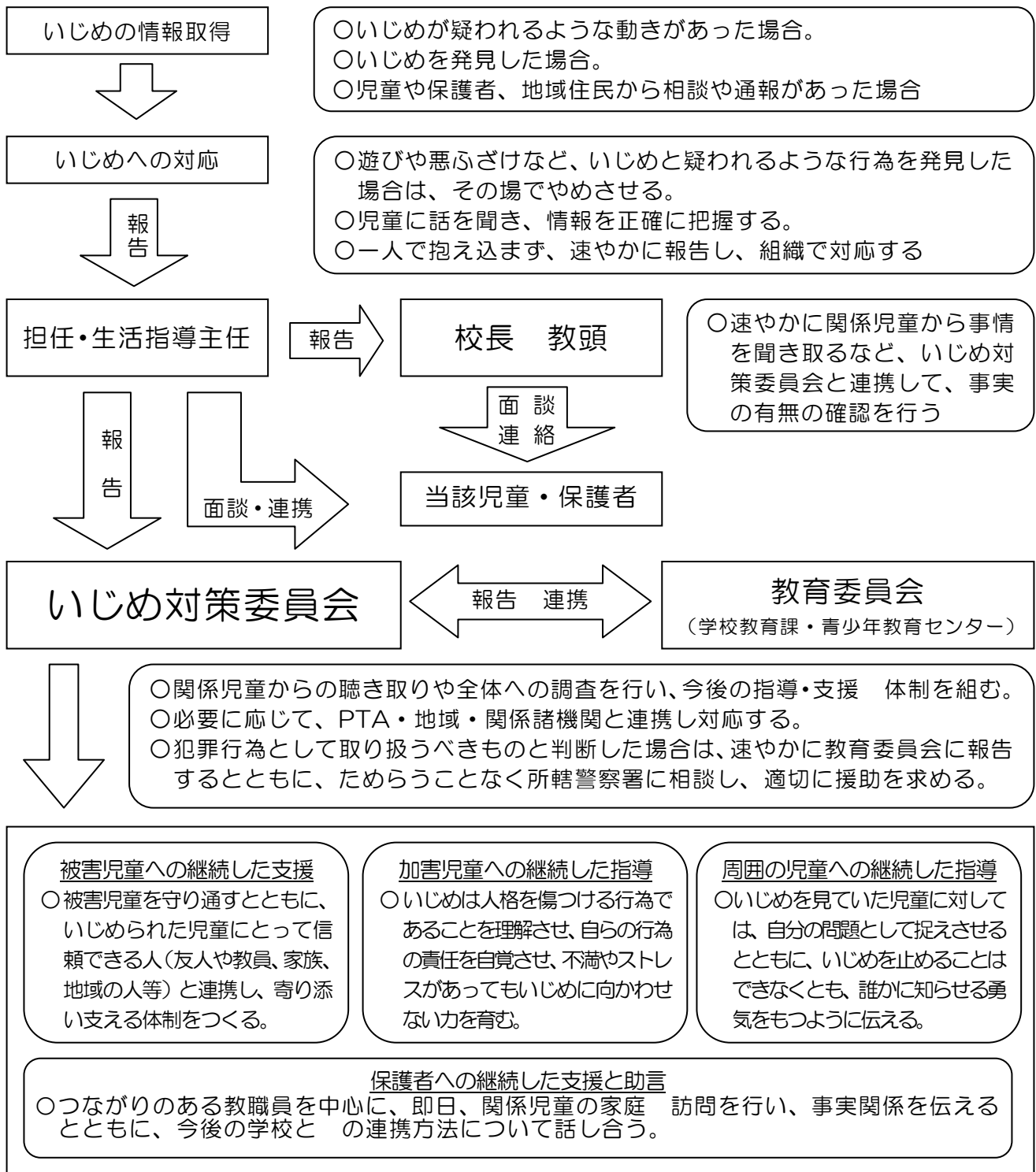
(4) その他

- ・いじめ行為の背景にも目を向け、いじめの再発防止に努める。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大をさけるために、直ちに削除する措置をとる。必要に応じ、警察や法務局との適切な連携を図る。

重大事態発生時の取組

・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
 ・特に犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、躊躇することなく警察等と連携して対応する。
 ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときには、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

いじめが発生した場合の対応



*状況に応じて支援体制等を検討し、「組織」として対応し、いじめ防止に取り組む。

いじめのチェックリスト

学校で

- ☐ 衣服の汚れ、破れが頻繁である。
- ☐ 頭痛・腹痛・吐き気を訴えることが多い。
- ☐ 元気がなく浮かない顔をしていることが多い。
- ☐ 教師と視線を合わせない。
- ☐ 周りの友達に必要以上に気を遣っている。
- ☐ なかよしグループから離れた。
- ☐ いやなあだ名で呼ばれている。
- ☐ その子の席に座ろうとしない。
- ☐ 友達から避けられている。
- ☐ 机や鞆の中などが荒らされている。
- ☐ 物が隠されたり、壊されたりしている。
- ☐ 実名やあだ名で落書きがされている。
- ☐ 写真などの顔にいたずらされている。
- ☐ 早退、遅刻、欠席が目立つ。
- ☐ 発言や活動に周りの賞賛が得られない。
- ☐ 発言に笑いや冷やかしの無視がある。
- ☐ プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。

家庭で

- ☐ 衣服が乱れ、汚れている。
- ☐ 持ち物がなくなり、壊れている。
- ☐ 金品を持ち出したり、必要ないお金を持っていたりする。
- ☐ 成績が急に下降している。
- ☐ おどおどし、感情の起伏が激しい。
- ☐ 起床や登校が遅くなり、登校を渋る。
- ☐ 顔や体に傷がある。
- ☐ 友達の話をしなくなる。
- ☐ 不快な呼び名で呼ばれている。
- ☐ 友達との交わりをさけ、外出したくない。

いじめている子どもについて

- ☐ 買ってやった覚えのない品物を持っている。
- ☐ お金の使い方が悪くなる。
- ☐ 友達を呼び捨てにし、軽蔑した口調で話す。
- ☐ 友達との電話で命令的な口調を使う。
- ☐ 学校からの帰りが遅かったり、言葉遣いが悪くなったりしている。

年間活動計画

月	活 動 内 容	月	活 動 内 容
4	学校基本方針の確認, PTA 総会での説明	10	
5	I-check の実施, いじめ対策委員会 (1)	11	アンケート(児童), 個人面談の実施(児童)
6	いのちを見つめる強調月間・教育週間 アンケート(児童), 個人面談の実施(児童) 生活アンケート	12	人権集会・ 学校評価アンケートの実施 生活アンケート
7	I-check の考察, 個人面談(保護者)	1	
8	平和集会, 校内研修	2	いじめ対策委員会 (2)
9		3	年間の反省, 次年度への引継

- * 児童理解の会・・・毎月、定期で行う。
- * I-check 意外にも、適宜、生活アンケートを行う。

いじめに関する相談窓口

相 談 窓 口	電 話 番 号	相 談 窓 口	電 話 番 号
児童相談所 全国共通ダイヤル	1 8 9	子どもの人権 110 番	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
いじめ相談 ホットライン	0 5 7 0 - 0 7 8 3 1 0	親子ホットライン (県教育センター)	0 1 2 0 - 7 2 - 5 3 1 1
子ども子育て 応援センター	0 9 5 6 - 2 5 - 9 7 0 5	ヤングテレホン (長崎県警)	0 1 2 0 - 7 8 - 6 7 1 4
こども・女性・ 障害者支援センター	0 9 5 6 - 2 4 - 5 0 8 0		

★一人で悩まず、一人で抱えず、
お気軽に学校、担任にご相談ください。



佐世保市立山手小学校

0956-24-7444